

高崎市建設工事等競争入札等心得

1 目的

この心得は、高崎市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務（以下「工事」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札」という。）の基本的な事項を定めてあります。入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号。以下「規則」という。）に定められているもののほか、この高崎市建設工事等競争入札等心得（以下「心得」という。）によります。

2 入札書の作成

- （1）入札参加者及び見積合せ参加者（以下「入札参加者」という。）は、この心得、設計書、図面、仕様書等に基づいて積算を行い、入札書及び見積書（以下「入札書」という。）を作成してください。
- （2）落札者及び受注者（以下「落札者」という。）の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格及び受注価格（以下「落札価格」という。）としますので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載してください。
- （3）入札書の作成に際し、この心得、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に対して説明を求めることができます。ただし、非公表なものとして管理されているものは除きます。
- （4）入札書は、高崎市の指定する様式を使用して入札No、工事名称、工事場所、発注者名、入札日及び入札参加者の住所、商号名称、代表者氏名及び代表者印（代理人の場合は、代理人氏名、代理人の認印）を記載・押印してください。（群馬県様式や他市町村の様式を使用した入札は無効となりますので、ご注意ください。）なお、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、入札書は入力画面において作成し、公告、入札案内通知又は指名通知書に示した日時までに、電子入札システムにより提出してください。
- （5）誤字、脱字、押印もれ等に十分留意して入札書を作成してください。
- （6）入札書の金額の訂正は認めておりませんので、金額の記載につきましては十分注意をしてください。

3 入札書の提出

- （1）入札書は、工事ごとに工事名称、工事場所、商号名称及び代表者氏名を記載した封筒に入れ、公告、入札案内通知又は指名通知書に示した日時に提出してください。なお、入札書

を入れる封筒の表書きに誤字、脱字等がある場合には、直ちに失格となるものではありませんが、訂正をしてから提出してください。

(2) 入札参加者は、商号名称及び当該入札に参加している方の氏名が記載されている名札をつけてください。

(3) 入札書提出後は、入札書の書換え、引替え又は撤回することはできません。

(4) 入札参加者で、代理人をして入札に参加するときは、入札物件ごとに代理人に委任状を持参させてください。ただし、年間委任状により代理人に委任している場合は除きます。

(5) 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできません。

(6) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできません。

【参 考】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

- (7) 入札書の提出の際には、記載内容、押印等に充分注意をされていることと思いますが、再度確認をしてから提出してください。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、その見積もった入札金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければなりません。ただし、入札保証金の全部を免除された場合は、納める必要はありません。また、入札保証金の一部を免除された場合は、免除後の入札保証金を納めてください。
- (2) 入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めることとなります。

5 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札を行うまでは、入札を辞退することができます。この場合においては、入札を執行する前までに、辞退届（様式1）を提出してください。なお、電子入札による場合は、辞退届を入力画面上において作成の上、電子入札システムにより提出してください。
- (2) 入札の開始時までに入札会場に出席していない入札参加者は、辞退とみなします。なお、電子入札による場合は、公告及び指名通知書に示した日時までに入札を行わない入札参加者は、辞退とみなします。
- (3) 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を順守してください。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談することなく独自に入札価格を定めてください。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないでください。

7 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合で、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者の指名を取り消し、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがあります。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがあります。
- (3) 入札の辞退等により、入札参加者が3業者に満たない場合には、原則入札を取りやめます。（ただし、一般競争入札の場合を除く。）

8 無効の入札

次の各号に掲げる入札の入札書は無効とします。ただし、(3)については、入札保証金を免除した場合は除きます。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金が入札金額の100分の5以上に達しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札（電子入札による場合は、電子認定書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載漏れがある入札
- (7) 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- (8) 同一の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (10) 指定様式に基づかない入札書による入札（国、県、他市町村の様式による入札）
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札書の取扱い

提出された入札書は開札前も含め返却いたしませんので注意してください。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳明細書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

10 失格

- (1) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満の入札者は、失格となります。
- (2) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設ける入札において、失格基準価格未満の入札者は、失格となります。
- (3) 入札執行者の指示に従わない入札参加者は、失格となることがあります。
- (4) 入札執行中の私語は、入札妨害として失格となることがあります。

11 落札者の決定

- (1) 令第167条の10第1項の規定（低入札価格調査制度）を適用する入札においては、予定価格の制限の範囲内で低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の入札者の中で、最低の価格で申込をした入札者であっても、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、その入札者を落札者としなことがあります。
- (2) 令第167条の10第2項及び規則第8条第1項の規定（最低制限価格制度）を適用する

入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした入札者のうち最低の価格で入札した入札者を落札者とします。

- (3) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭でお知らせします。なお、電子入札による場合は、電子入札システムによりお知らせします。

1 2 入札回数

入札回数は、1回とします。

1 3 同価格の入札者が複数ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札者が複数いる時は、直ちに、当該入札者にくじを引いてもらい落札者を決定します。なお、電子入札による場合は、電子くじにより落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない入札者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定いたします。

1 4 入札不調

次の場合は、入札を不調とします。

- (1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設ける入札において、入札参加者全員が失格基準価格未満の入札をしたとき。

1 5 契約保証金

- (1) 落札者は、次の事項に応じた契約保証金を納付してください。ただし、契約保証金の全額を免除された場合は、納める必要はありません。また、契約保証金の一部を免除された場合は、免除後の契約保証金を納めてください。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、規則第26条第3項に規定する金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、同条第1項に規定する履行保証保険契約を締結した場合又は公共工事履行保証証券の保証に付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 規則第26条の規定により契約保証金を免除する場合であっても、契約解除の場合における違約金を免除するものではありません。契約保証金を免除された契約において契約解除が発生した場合には、違約金として契約保証金に相当する額を納めていただきます。

1 6 課税及び免税事業者届

落札者は、遅滞なく課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出してください。ただし、提出を要しない旨の連絡があったときは、必要ありません。

17 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書を作成するときは、契約書案に押印して落札決定日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含む。）に提出してください（契約書及び添付書類の提出が遅れたことにより、公告又は指名通知でお知らせしてある工事の完成日を変更することはありません。）
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者の入札保証金は返還しません。なお、この場合、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年告示第288号）に基づく不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。（契約書及び添付書類の提出が正当な理由がなく遅れた場合は、契約締結の意思がないものとして取り扱うことがあります。）

18 異議の申立

入札参加者は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

19 その他

- (1) 入札参加者は、指定の入札開始まで入札控室で待機してください。この時、隣の入札室で入札を執行しておりますので、大きな声での会話等は控えるようお願いいたします。
- (2) 入札の会場となっておりますフロアーは、他課の執務室となっておりますので、業務の支障とならないようご協力をお願いいたします。
- (3) 指名通知の際に貸し出しをしてあります、フロッピーディスク等は、入札後に返却してください。
- (4) 低価格入札での落札の場合は、当該工事の配置技術者と同等の資格を持つ専任の技術者を1名増員して配置してください。
- (5) 落札後、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主任技術者等を配置（配置要件を緩和している場合を含む。）できないことが判明した場合には、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。

20 電子入札による手続

電子入札による場合は、前各項に定めるほか、電子入札システムによる手続により行うものとします。

入札書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし

(取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。)

上記金額で、高崎市契約規則（昭和 3 9 年高崎市規則第 1 6 号）第 9 条の規定に基づき、仕様書、設計書、図面その他の条件を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所
入札者
氏名 印

(宛先) 高崎市長

注 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用する。

記載例

様式第8号（第9条関係）

入札書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載してください。なお、金額の訂正はできません。

ただし 入札No.○号 ○○○道路築造工事

入札No.、工事名称等を記載してください。

（取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。）

上記金額で、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）第9条の規定に基づき、仕様書、設計書、図面その他の条件を承諾の上、入札します。

令和○○年 ○月 ○日

入札日を記載してください。

入札参加者の住所、商号名称、代表者氏名及び代表者印を押印してください。押印のない入札書は、無効となりますのでご注意ください。

住所 高崎市□□町△△番地
入札者 ○○建設（株）
氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

発注者を記載してください。

（宛先） ※指名通知書の発注者を記載してください。

注 ぐんま電子入札共同システムによる場合は、同システムによる様式を使用する。

見 積 書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし

(取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。)

上記金額で、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）に基づき、仕様書、設計書、図面等、その他の条件を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

見 積 者

氏 名

印

(宛先) 高崎市長

記載例

見 積 書

消費税及び地方消費税に
相当する額を除いた金額
を記載してください。な
お、金額の訂正はできま

[illegible]

ただし ○○築造工事 高崎市○○町

工事名、工事場所を記載してください。

(取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。)

上記金額で、高崎市契約規則（昭和３９年高崎市規則第１６号）に基づき、仕様書、設計書、図面等、その他の条件を承諾の上、見積りします。

令和〇〇年 〇月 〇日

提出日を記載してください。

見積者

住所

高崎市〇〇町〇〇

〇〇建設工業（株）

氏 名

代表取締役 ○○ ○○



会社の住所、会社名、代表者氏名、
代表者印を押印してください。
押印のない見積書は、無効となります
のでご注意ください。

発注者名を記載してください。

(宛先) ※見積依頼通知書の発注者を記載してください。

別記様式 1

辞 退 届

令和 年 月 日執行の下記案件の入札（見積）は、都合により辞退します。

入札（見積）番号

件 名

令和 年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所
（所在地）

名 称

氏 名
（代表者氏名）

記載例

辞 退 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の下記案件の入札（見積）は、都合により辞退します。

入札日を記載してください。

入札（見積）番号

〇〇

指名通知書にある入札 No を記載してください。

件

名

〇〇道路築造工事

指名通知書にある工事（委託）名を記載してください。

提出する日を記載してください。
入札執行日もしくは入札執行より前になります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）※指名通知書の発注者を記載してください。

発注者名を記載してください。

住 所
（所在地）

高崎市〇〇町〇〇

名 称

〇〇建設（株）

氏 名
（代表者氏名）

代表取締役 〇〇 〇〇

会社の住所、会社名、代表者氏名を記載してください。